

【令和3年9月30日更新】新型コロナウイルス感染症に関する当館の対応について

亀山市文化会館・中央コミュニティセンターでは、一定の条件を付けて貸館を再開します。

施設のご利用については、次の条件についてご理解ご協力いただける方のみとなりますので、よろしくお願いいたします。

なお、今後の状況に応じ、条件を変更したり再び貸館が休止となる場合がありますので、ご了承ください。

記

(1) 利用条件

期間	条件
令和3年10月1日 ～ 当面の間	・一度に500人以下で参加者が特定できるイベント ・(2)の感染防止策を講じるもの
令和3年10月1日 ～ 10月14日	三重県リバウンド阻止重点期間の施設利用は20:00までとする。既に申請済みの利用者についても同様。

※三重県外からの利用者（主催者・参加者）には、イベントの自粛もしくは延期のご協力をお願いしています。

※なお、三重県等からの要請により、新たな条件が追加されることがあります。

(2) 開催する場合の感染防止対策

次の項目など取りうる限りの感染防止対策の徹底

(開催前の対策)

- ・参加者には次の注意事項を事前に周知すること
 - ▼感染拡大している国への訪問歴が14日以内にある方は参加できないこと
 - ▼発熱や咳等風邪症状がみられる方は参加できないこと
 - ▼高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方は参加をご遠慮いただくこと
 - ▼参加したイベントで感染が発生した場合、保健所などの聞き取りにご協力いただくこと（参加者名簿の作成にもご協力いただきます）

(開催時の対策)

▼参加者への手洗いを推奨すること

▼①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）

②密集場所（多くの人が密集している）

③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離で会話や発声が行われる）

という3つの条件（3つの「密」）を回避するため、参加者同士の間隔を確保できる対応策を講じること

▼大声での発声、歌唱は、換気や間隔を確保したうえで実施すること

▼その他、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）を講じること

新型コロナウイルス感染症に関する貸館対応基準

(令和3年10月1日～)

●利用に当たっての指針

亀山市新型コロナウイルス感染症対策本部の基準及び、三重県の指針に準じる。
なお、必要とされる事項について、市との協議の上改訂するものとする。

●貸出施設ご利用に当たっての条件

三重県外からの利用者（主催者・参加者）がある場合は、その対処方法等について会館と協議する。

※新型コロナウイルス等の感染について、当館で責任を負うものではありませんので、ご了承下さい。

【参考】

◆国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

◆三重県の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

(※リンク <https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>)

◆新型コロナウイルス感染拡大防止に係る市主催イベント等の開催基準及びイベント等の中止などについて

(※リンク <https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2020022600055/>)